

# ふるさと矢巾会会則

(名 称)

第1条 この会は、「ふるさと矢巾会」（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、郷土矢巾町の発展と福祉向上に寄与すると共に、会員相互の親睦を図ることを目的とする。

(組 織)

第3条 本会は、東京都及びその近県に在住する岩手県矢巾町（以下「矢巾町」という。）出身者及び矢巾町に縁のある者で、本会の目的に賛同する者（以下「会員」という。）をもって組織する。

(事 業)

第4条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) ふるさと矢巾町の発展に関すること。
- (2) 会報の発行等情報交換に関すること。
- (3) 人と人との交流、特産品等物の交流を図ること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(総 会)

第5条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる。

2 総会の附議事項は次のとおりとする。

- (1) 会則の改廃に関すること。
- (2) 事業計画並びに予算に関すること。
- (3) 事業報告並びに収支決算に関すること。
- (4) 役員を選任及び承認に関すること。
- (5) 会員の負担すべき会費に関すること。
- (6) その他本会の目的達成に必要なこと。

(役 員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 幹 事 長 1名
- (4) 幹 事 若干名
- (5) 会 計 2名以内
- (6) 会計監事 2名

(役員会)

第7条 役員会は必要に応じて会長が招集する。

2 本会の事業の運営について、次の事項は役員会に於いてこれを決する。

- (1) 総会提出案件に関すること。
- (2) 会務を運営するための方針に関すること。
- (3) 総会議決事項の実施に関すること。

- (4) 役員推薦に関する事。
- (5) その他必要な事。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会に於いて補選し、補選により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても、後任者が選出されるまでの間は、その職務を行わなければならない。

(役員職務)

第9条 役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括するほか会議議長となる。
  - (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
  - (3) 幹事は総会の議決事項並びに本会の事業計画の推進に当たる。
  - (4) 会計は本会の会計を担当する。
  - (5) 会計監事は本会の会計監査を行い、総会及び役員会にその状況を報告する。
- 2 役員は他の役職を兼務できるものとする。ただし、会長及び会計監事を除く。

(専門部会)

第10条 本会に専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、必要の都度召集し、本会の運営及び事業の実施について重要な事項を審議するものとする。

(事務局)

第11条 本会の事務局は会長宅に置く。

(顧問)

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は総会の承認を受け会長が委嘱する。
- 3 顧問は本会の目的達成に必要な事項について、会長の諮問に応ずるものとする。

(予算)

第13条 本会の予算は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

- 2 会費の額及び納付方法は、総会に於いて定める。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

(補則)

第15条 この会則に定めるもののほか必要な事項は、会長が定める。

附 則

この会則は、昭和63年12月3日から施行する。

この会則は、平成4年11月7日一部改正(会計年度の変更)

この会則は、平成9年10月25日一部改正(役員、役職の追加)

この会則は、平成27年11月14日一部改正(事業、役職等の変更)